

労働者派遣法に基づく情報公開

平成 24 年 10 月 1 日施行の「労働者派遣法改正法」により、派遣元事業者（当社）は毎事業終了後、派遣先から受け取る 派遣料金に占める派遣料金を派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率といいます）を公開することが義務付けられました。（法第 23 条第 5 項）

令和 5 年度における情報提供を下記の通り公開致します。

このマージン率は、以下の計算方式で算出します。

マージン率 = (派遣料金の平均額 - 派遣労働者の賃金平均額) ÷ 派遣料金の平均額

1. 対象期間 : 令和 5 年 11 月 1 日～令和 6 年 10 月 31 日

2. マージン率等

(1) 派遣労働者数	39.1 名
(2) 派遣先事業所数	5 社
(3) 一日（8 時間あたり）の労働者派遣料金の平均額	30,307 円
(4) 一日（8 時間あたり）の派遣労働者の賃金の平均	21,520 円
(5) マージン率	28.9%

3. 弊社マージン部分につきましては、以下の事業運営に必要な経費が含まれております。

- ・ 社会保険料
派遣労働者の雇用主として、社会保険料の約半分を負担しています。
- ・ 通勤交通費、広告宣伝費、教育費、福利厚生費
社員の通勤交通費、派遣労働者の募集に必要となる募集広告費、教育訓練に関わる教育費、福利厚生費などの費用があります。
- ・ その他事業運営費
本部社員の人件費、社内システム運用費、オフィスの家賃など事業運営のために必要な経費があります。

4. 教育訓練に関する事項

- ・ 個人情報保護に関する研修
- ・ スキルアップ研修
- ・ 個別レビュー・フィードバック

5. 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

- ・ 労使協定を締結している
協定労働者の範囲（システム運用管理者、通信ネットワーク技術者、パソコン操作員）
協定書の有効期間終期 令和 7 年 3 月 31 日

令和 7 年 6 月 9 日
株式会社バインズサポート